

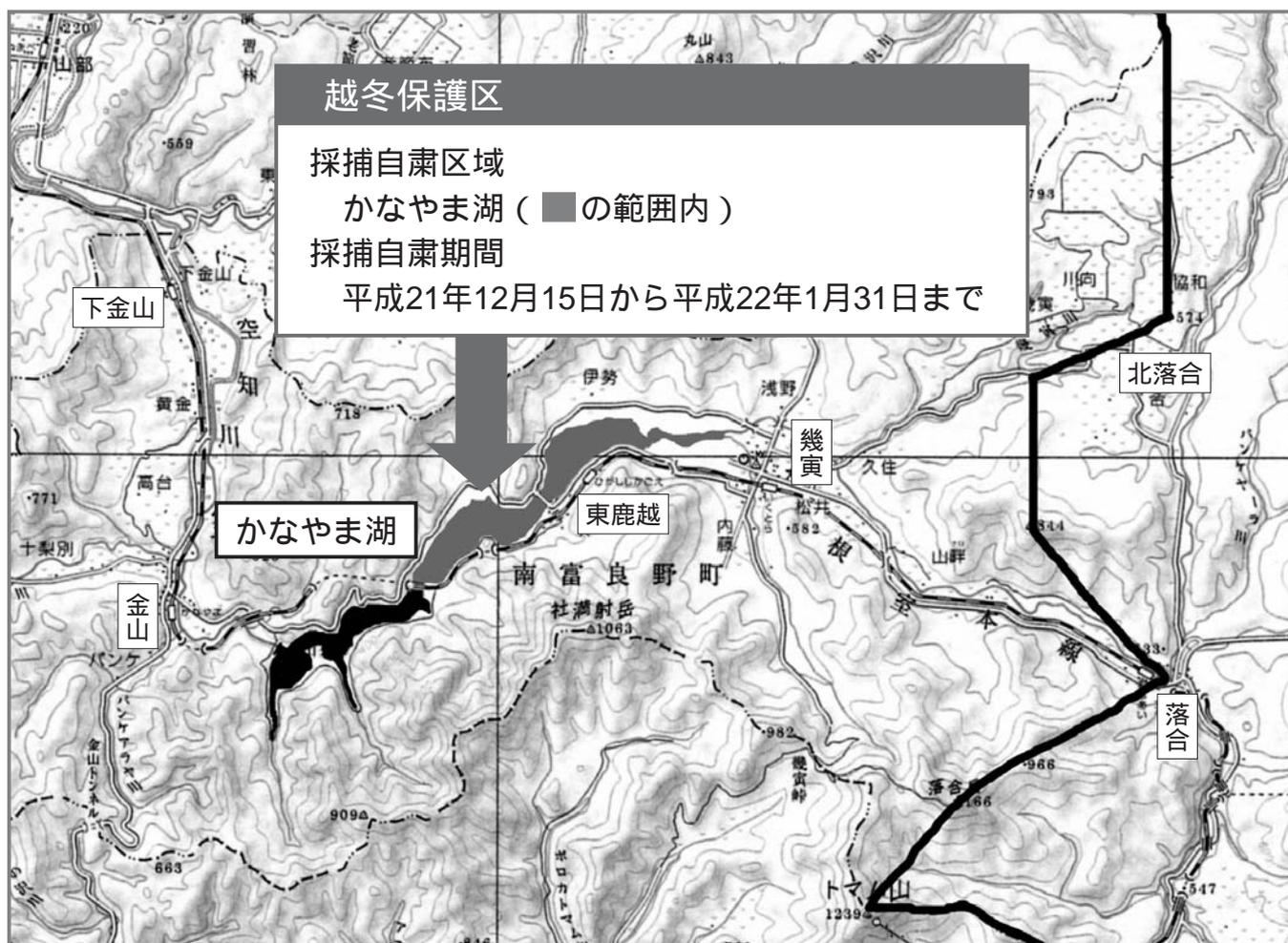
保護区域内の「イトウ採捕」自粛をお願いします

町民や遊魚を楽しむ皆様の手で大切な資源「イトウ」を次代に残しましょう！

「南富良野町イトウ保護管理条例」に基づき、越冬期間におけるイトウ個体の保護管理を図る種の保存対策として、平成21年12月15日から平成22年1月31日までの間、下記のとおり越冬保護区を指定していますので、イトウの採捕（ 1 ）の自粛をお願いします。

本町の大切な資源「イトウ」を次代に残すため、皆様のご協力をお願いします。

（ 1 ）採捕とは、水生動物の生きている個体の保護および水生動物の生きている卵の採取をいいます。



「南富良野町イトウ保護管理条例」に関する問い合わせ先

南富良野町役場企画課企画振興係 電話：0167-52-2115 FAX：0167-52-2922

Email：kikaku@town.minamifurano.lg.jp イトウ保護管理に関する事項は、町ホームページにも随時掲載し、お知らせします。http：//www.town.minamifurano.hokkaido.jp